

# 中野区立南台小学校 いじめ防止基本方針

平成29年 4月 1日施行  
平成30年 4月 1日改訂  
令和 3年 3月31日改訂  
令和 3年 9月 1日改訂  
中野区立南台小学校  
校長 松井 敏

## 1 はじめに

中野区立南台小学校は、教職員・保護者・地域が一体となって、いじめの問題に取り組むよう、人権尊重の理念を基盤に「いじめ防止対策推進法」第13条の規定、令和3年度新たに制定された「中野区いじめ防止等対策推進条例」（令和3年4月）に基づき、いじめ防止等のための対策を、総合的かつ効果的に推進するため、基本的な方針（以下、「中野区立南台小学校いじめ防止基本方針」とする）を策定した。作成に当たっては、中野区教育委員会「中野区いじめ防止基本方針」（令和3年4月改訂）を指針に「いじめのない中野区をめざして」（保護者用、教師用指導資料）、「中野区いじめ対応ガイドライン」（平成30年3月）を参考にした。

## 2 いじめとは（定義）

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であり、当該行為の対象となった児童等が、精神的・暴力的等の心身の苦痛等を感じているものをいう。

## 3 基本姿勢

「中野区立南台小学校 いじめ防止基本方針」のねらいは、以下の2点である。

- 「いじめは決して許さない」ということを児童及び保護者に周知徹底する。
- 「いじめを起こさない、許さない、見つけたら撲滅させる」という意志でいじめ問題に臨む。

### (1) いじめの防止（いじめを起こさない）

まずは、児童を取り巻く環境の中で、いじめを起こすことを阻止することが最重要である。本校においては、全教育活動において、児童の規範意識、自己肯定感を高め、豊かな人間関係と社会性の育成を図る。特に、人とのかかわりを大切にする「人権教育」を本校は重視している。

このことを生かし、全教職員が、いじめは決して許さないということ、場合によっては犯罪であるということ深く認識し、指導・助言に当たる。

### (2) いじめの早期発見（必ず、すぐに見つける）

日常的に、全教職員及び保護者、地域により、児童の言動に留意し、いじめのサインを見逃すことなく、早期発見に努める。定期的にいじめに関するアンケート調査等

を実施し、児童自ら、いじめや反社会的行動に歯止めをかける意識を育てる。

また11月の「ふれあい月間」（いじめ防止月間）時に、学級担任が児童の「児童面談」を一人ひとりと実施し、現状把握に努める。

### (3) いじめに対する早期対応（見つけたら撲滅させる）と継続的対応

いじめを発見した際は、決して問題を見逃さず、迅速に対応する。そのためには、対応組織を明確に位置付けるとともに、教職員の意識を高め、それを維持することができるよう、研修の機会を数多く設け、学校全体で、組織的・計画的・意図的に対応する。

いじめへの対応で解決に至った場合も継続的に児童の言動に留意しつつ様子を見守ると共に、定期的（月1回以上）に状況の確認を行い、再発防止に努め、3ヶ月後の解消に至るようにする。

## 4 いじめ防止等の対策のための組織

◎いじめ防止対策推進法第22条、中野区いじめ防止等対策推進条例より、次の組織を設定する。

(1) 組織の名称 いじめ対策委員会

(2) 組織の構成

校長・副校長・生活指導主任・養護教諭・スクールカウンセラー

必要に応じて、特別支援教育コーディネーター、人権教育担当、心の教室相談員等  
該当児童関係教職員、保護者代表としてPTA役員等

地域住民代表として学校評議員等

(3) 組織の役割

- ・いじめに関する情報の収集及び共有を行う。
- ・いじめ事実の確認、対応策を練る。
- ・該当児童への指導・助言、該当保護者への対応を行う。
- ・学級への指導体制の強化、支援を実施する。
- ・外部組織への協力要請、又は、警察への通報を行う。
- ・いじめ防止及び早期発見のためのアンケート調査の実施と結果分析等を行う。

(4) 委員会の開催

- ・いじめ対策委員会は定期的を開催する。開催時期はいじめ防止等アンケート実施の月にスクールカウンセラーの参加を基本とする。その他、必要な場合は臨時的にも開催する。

## 5 いじめの防止等の対策のための具体的な取組

◎いじめ防止対策推進法第16条、中野区いじめ防止等対策推進条例により、早期に発見するための在籍する児童に対する定期的な調査、その他必要な措置を講ずる。

(1) いじめの防止

- ・人権教育を推進し、日頃よりいじめを許さない学級づくり・集団づくりに努める。
- ・いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではないことを、教職員全体で共有し、指導にあたる。
- ・様々な場面・学習を通して児童の社会性やコミュニケーション能力を育成する。

- ・主として学級経営の中でエールウィーク等を活用しながら自己有用感や自己肯定感を育成することに努める。
- ・いじめ防止や根絶について、保護者との連携を図ることの大切さを共通認識する。
- ・「いじめ相談窓口」を副校長、養護教諭、生活指導主任とし、児童及び保護者が、常時、友人関係等の諸問題について相談できる体制を整える。
- ・学校におけるいじめ防止に関する取組を、ホームページの他各種通信により周知する。
- ・いじめ防止の校長講話（年3回）を実施する。

#### (2) いじめの早期発見

- ・全教職員による、校内巡回等を通じた児童の観察を行い、いじめに繋がる行為を見逃さず、常に情報を共有する。
- ・11月のふれあい月間を「いじめ防止月間」とし、学級担任、副担任等との相談を実施する。
- ・7月中旬までに、第5学年児童全員について、スクールカウンセラーによる面談を実施する。
- ・日常的なカウンセリングを実施しながら、相談しやすい雰囲気を作る。
- ・年3回、児童へのいじめ等の問題の未然防止と早期発見のためのアンケートを行い実態把握を行う。
- ・日記指導、朝の会、帰りの会等を通して、児童の実態を把握する。
- ・日常的に保護者との連携を図る中で、教育相談週間等を活用する。
- ・生活指導ケース会議（随時）・特別支援教育校内委員会（毎週金曜）・生活指導夕会（週1回）・生活指導全体会（年2回）において情報収集する。

#### (3) いじめに対する措置

- ・いじめと見られる行為を認めたときは、当該教職員がいじめ対策委員会に報告し、速やかにいじめられた児童、知らせた児童、関係児童・集団の話を聞ける体制をとる。
- ・いじめられた児童・知らせた児童への安全・安心を確保する。
- ・いじめ対策委員会を通し、学校全体で情報共有を図り必要な組織体制をもって、指導・助言に当たる。
- ・該当保護者に連絡し、家庭訪問や学校で話合いの場を設けるなどをして、事態の収拾に努める。
- ・中野区教育委員会に報告し、必要に応じて関係諸機関と連携をとる。
- ・いじめに対する研修を行い、教職員の資質向上に努める。
- ・必要に応じて臨時に全校集会を設定し、いじめを許さない講話や児童のフォローを行う。

#### (4) 再発防止

いじめ対策委員会を中心とした全教職員で、当該児童や関係児童の見守りを継続し、生活指導夕会で情報共有し、いじめの再発防止に努める。

また、保護者同士の関係悪化、保護者の学校不信にも対応できるよう、管理職が事態の全容を把握するとともに、児童や保護者に寄り添い、関係者の心情や意見を丁寧に聞き取り、問題を解決する。

## 6 重大事態への対処

#### (1) 重大事態とは

いじめ防止対策推進法第28条で、次の場合を重大事態として、学校の設置者又

はその設置する学校は、その事態に対処に速やかに事実関係を明確にするための調査を行うものと規定されている。

①いじめにより本校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められるとき。

②いじめにより本校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

ア 「心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童の状況に着目して判断する。例えば、次のようなケースが想定される。

- ・児童が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

イ 「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。児童が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安に関わらず、校長、いじめ対策委員会の判断により、迅速に調査に着手する。

ウ 児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、その時点で重大事態が発生したものと報告・調査等に当たる。

## (2) 重大事態発生時の対応

ただちに、中野区教育委員会を通して中野区長へ事態発生について報告する。

その後、中野区教育委員会の「いじめ防止基本方針」に従い、調査、措置を行う。

## 7 保護者、地域等との連携

### (1) 保護者の役割

いじめ防止対策推進法第9条では、保護者は「子の教育について第一義的責任を有するもの」とされ、保護する児童等が「いじめを行うことのないよう」規範意識を養うための指導・助言を行うとともに、いじめを受けた場合は「適切にいじめから保護する」とされている。

また、保護者は学校等が講じるいじめの防止等に関する措置に、協力・支援するよう努めるものとされ、いじめの防止等に関する家庭の役割は極めて重要である。

### (2) 地域の役割

児童が安心・安全に過ごすことができる環境をつくることは、地域社会の大切な役割であり、地域において大人が児童を見守ることも重要である。地域住民がいじめを発見したり、いじめの疑いを認めたりした場合は、学校や区教育委員会等の関係諸機関に速やかに情報提供や相談を行うよう啓発を進める。

### (3) 学校・保護者・地域の連携推進

・

- ・PTAの各種会議や保護者会・教育相談週間等の機会を利用して、いじめの実態や指導方針等の情報提供を行い、学校・学年・保健だより等を通して協力を呼びかけ、保護者との連携を推進する。
- ・日頃から、電話・家庭訪問・通信等を通して、保護者との連携を密にして保護者からの相談を受けたり、情報を提供したりしやすい雰囲気づくりに努め、いじめ指導に対する理解・協力を得る。
- ・学校いじめ防止基本方針をホームページ等で公開することで、地域住民と共に、地

域ぐるみの防止対策を効果的に推進する。

- 南中野中校区小中連携教育協議会、南中野ファミリー幼稚園保育園情報交換会、南中野地区青少年育成地区委員会、南中野地区民生児童委員協議会等の関係諸団体と連携し、いじめ防止対策に努める。

## 8 検証及び改善

本基本方針については、状況に応じ、定期的に見直しと改善により、内容の充実と適正を図る。

2月～3月、現状・課題を調査し、効果の検証に努める。また、国・都・区の動向を詳細に把握し、必要と認めるときには改善していく。